

- 実務担当者のための -災害対策等緊急事業 推進費の手引き

[平成31年度版]



国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室

目 次

1	災害対策等緊急事業推進費の概要(リーフレット)・・・・・・・・・	1
2	平成 31 年度の年間配分スケジュール・・・・・・・・・・・・・	5
3	災害対策等緊急事業推進費取扱要領及び解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(補足資料1)社会資本整備総合交付金に移行した事業に 推進費を使用する場合について・・・・・・・・・・	16
	(補足資料2)農林水産省農村振興局所管の 推進費対象事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
4	災害対策等緊急事業推進費要求書等作成要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	(補足資料)被災前の維持管理状況の説明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
5	災害対策等緊急事業推進費に係る変更 及び実施状況報告に関する取扱い・・・・	39
6	よくある質問とその回答(FAQ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
7	災害対策等緊急事業推進費の活用効果事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
8	災害対策等緊急事業推進費配分地区の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
9	その他参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	147

以下のウェブサイトには、本手引き、要求様式、過去の配分事例等を掲載しています。 (災害対策等緊急事業推進費) http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk4_000002.html

1 災害対策等緊急事業推進費の概要 (リーフレット)

災害対策等緊急事業推進費とは

自然災害により被災した地域や重大な交通事故が発生した箇所等において、事業主体(地方公共団体等)からの申請を受けて、緊急に再度災害防止対策(災害対策)や事故の再発防止対策(公共交通安全対策)を行う公共事業に配分する予算です。

【予 算】 平成31年度 136.86億円(国費ベース)

【実施主体】 国(直轄事業)、都道府県・市町村等(補助事業)

【配分時期】

区 分 募集期間(予定)		配分時期(予定)
第1回	4月1日~5月8日	6月下旬
第2回	5月9日~7月下旬	9月中旬
第3回	8月上旬~10月上旬	11月中旬

- ※ 要求書の申請状況、事業所管部局との調整状況、財務省との協議状況によっては配分 スケジュールの時期等が変わる場合がある。
- ※ 上記のほか、甚大な被害を伴う災害や事故が発生した場合は、適宜緊急配分を検討。
- ※ 気象条件や用地交渉等やむを得ない事情が発生した場合は、明許繰越も可能。

锁害対策

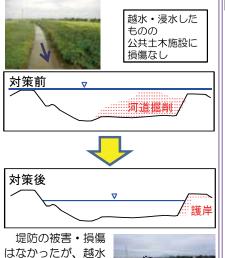
特徴1:災害復旧事業では対応しきれない場合の対策が可能です。

① 災害復旧事業にあわせて、 公共土木施設の防災機能 の強化・向上を行う対策



被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧にあわせて、推進費により嵩上げを実施。

② 地域は被災したものの、 公共土木施設に被害・損 傷がない場合の対策



③ 災害復旧事業の対象と ならない自然災害により 被災した場合の対策



災害復旧事業の対象とならない風化・ 劣化による崖崩れで通行止めが発生した ため、推進費により法面対策を実施。

による家屋浸水被害

が発生したため、推

進費により河道掘削

を実施。

公共交通安全対策

特徴2:交通インフラにおける重大事故への対策が可能です。

① 死傷者を伴い社会的影響の大きい事故への対策





下りが連続する国道で速度超過により発生した死亡事故を受けて、危険箇所に道路情報提供装置を設置。

② 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策





複数の空港において発生した人及び車両の不法侵入を 受けて、全国点検の結果、14空港で鋼管製車止め及び フェンスのメッシュ化を実施。

特徴3:幅広い事業分野(直轄及び補助)に配分することが可能です。

国土交通省(河川、地すべり、砂防、海岸、道路、港湾、空港、下水道、公園、都市防災、 公営住宅、鉄道、船舶交通等)

農林水産省(農業農村整備、海岸、地すべり、治山、森林、漁港、水産基盤等)

厚生労働省(水道施設、水資源開発)

経済産業省(工業用水道)

治山事業(林野庁所管)の事例



<被害> 地震に伴う大規模地すべ りにより斜面が崩壊し、河 川閉塞が発生。



<対策> アンカーエによる地すべり 対策を実施。

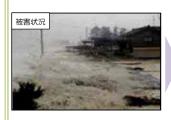
港湾事業の事例





<対策> 災害復旧事業による原形復 旧にあわせて、石かごによる 補強を実施。

海岸保全事業(水産庁所管)の事例

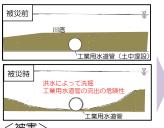


<被害> 冬期風浪に伴う高波により 護岸が倒壊し、背後集落に死 傷者や家屋損壊が発生。



<対策> 護岸の嵩上げや集落沿いに 護岸を設置。

工業用水道事業(経産省所管)の事例



台風の豪雨により川底が洗掘され、工業用水道管が露出して流出の危険があるので、 取水停止を実施。



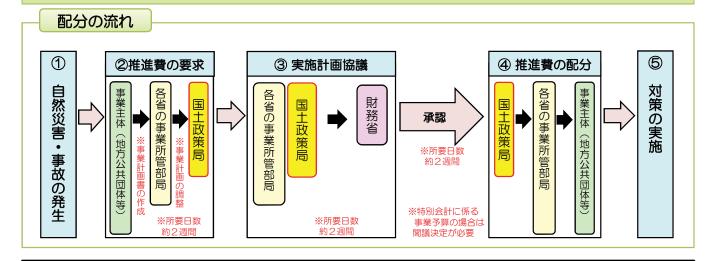
<対策> 管埋設上部について、根固め 袋による補強を実施。

<参考>主な実施事業と国庫補助率等

実施する対策内容や国庫補助率は、各省庁で定められた対象事業の規定に従います。 (本予算による特別な優遇措置はありません。)

事業分野	主な実施事業	参考 (内地の主な補助 率・負担率)
河川 道路 海岸 港湾 公園 農業農村整備 治山 水産基盤	河川改修事業、流域治水対策事業、 河川激甚災害対策特別緊急事業、河川災害復旧等関連緊急事業 道路更新防災等対策事業 海岸保全施設整備事業 港湾事業 都市公園災害対策事業 農業農村整備事業 治山事業 水産基盤整備事業	1/2 (補助)
河川 砂防 海岸 港湾	河川改修事業、河川激甚災害対策特別緊急事業、 河川災害復旧等関連緊急事業 特定緊急砂防事業 海岸保全施設整備事業 港湾改修事業	2/3 (直轄)
船舶交通 治山	船舶交通安全基盤整備事業 国有林野内治山事業	10/10 (直轄)

※ 対象事業の詳細は「災害対策等緊急事業推進費取扱要領」別表1及び別表2に記載(ホームページ参照)



○ 制度の活用を検討するにあたり、ご不明な点等ございましたら、下記の 担当までご相談ください。

国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号中央合同庁舎2号館12階

TEL: 03-5253-8360 (直通)

FAX: 03-5253-1572

※国土交通省ホームページにも情報を掲載しています。

(ホーム >> 政策・仕事 >> 国土政策 >> 災害対策等緊急事業推進費)

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk4_00002.html

《平成31年度版》

2 平成31年度の年間配分スケジュール

平成31年度の年間配分スケジュール

月	旬		第1回予定		第2回予定		第3回予定
4	上旬 中旬	1	4月1日~5月8日募集 【事業所管部局→国政局】				
	上旬	+	【节末川自即问「国政问』				
5	中旬	1		1			
	下旬	1	事業所管部局との調整 及び財務省への -				
6	上旬中旬	╁	事業計画説明 -				
	下旬		● 6月下旬 配分予定		5月9日~7月下旬 募集 【事業所管部局→国政局】		
	上旬						
7	中旬						
	上旬					4	
8	中旬				事業所管部局との調整		-
	下旬				及び財務省への 事業計画説明 ・		8月上旬~10月上旬 募集
9	上旬			\	● 9月中旬 配分予定		【事業所管部局→国政局】
9	中旬 下旬				9月中旬 配刀?足	1	_
	上旬					1	
10	中旬						事業所管部局との調整 - 及び財務省への -
	上旬					+	事業計画説明
11	中旬						11月中旬 配分予定
	下旬						
	上旬						
12	下旬		:進費は 年3回の配分を				

※1: 本推進費は、年3回の配分を予定しています。ただし、甚大な被害を伴う災害や事故 が発生した場合は、適宜緊急配分を検討します。

※2: 要求書の申請状況、事業所管部局との調整状況、財務省との協議状況によっては 配分スケジュールの時期等が変更となる場合があります。

3 災害対策等緊急事業推進費 取扱要領及び解説

災害対策等緊急事業推進費取扱要領

平成23年3月31日 国計調第40号

国土交通省国土計画局長から厚生労働省政策統括官 (労働担当)、農林水産省農村振興局長、経済産業 省大臣官房地域経済産業審議官、(国土交通省)総 合政策局長あて

最終改正 平成 31 年 3 月 12 日 国国広調第 29 号

1. 目的

災害対策等緊急事業推進費(以下「推進費」という。)は、自然現象による 災害を受けた地域等*1又は社会的に影響のある公共交通*2に係る重大な事故が 発生した箇所等*3において、再度災害防止又は事故の再発防止等*4を図り、住 民等の安全・安心の確保に資することを目的として使用するものとする。

2. 定義

(1) 災害対策緊急事業

災害を受けた地域等における再度災害防止等を図るために作成された災害対策緊急事業計画に基づき推進費により行われる事業をいう。

(2) 公共交通安全対策緊急事業

交通事故が発生した箇所等において公共交通の安全性の向上を図るために作成された公共交通安全対策緊急事業計画に基づき推進費により行われる事業をいう。

3. 対象となる災害

災害対策緊急事業は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、 地すべり、山崩れ、崖崩れその他の異常な自然現象により生じる災害を対象と し、次の要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 降雨

- ① 24 時間雨量(任意の連続 24 時間における雨量をいう。) が 80mm 以上の 降雨により発生した災害
- ② 1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上の降雨により発生した災害

(2) 強風

最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が15m/秒以上の風により発生した災害

(3) 豪雪、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れその他の異常な 自然現象により発生した災害

被害の程度が比較的軽微と認められない災害

#/J	=
田牛	=\
解	説

- ※1 「災害を受けた地域」の他、他地域の被災を契機として緊急に災害対策に係る事業を実施する地域も対象とする。
- ※2 「道路又は一般交通の用に供する鉄道若しくは軌道による交通(陸上交通)」、 「船舶による交通(海上交通)」及び「航空機による交通(航空交通)」を総 称して公共交通と呼ぶ。
- ※3 「公共交通に係る重大な事故が発生した箇所」の他、他箇所の重大な事故を 契機として公共交通安全対策緊急事業を実施する箇所も対象とする。
- ※4 再度災害防止又は事故の再発防止の他、大規模自然災害時における被害拡大 及び二次災害の防止、負担法・暫定法の対象に位置付けのない公共土木施設等 の機能回復、未被災地における災害の未然防止等

ただし、上の要件のいずれかを満たす場合であっても、甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害については、災害対策緊急事業の対象とならない。

4. 対象となる事故

公共交通安全対策緊急事業は、道路、鉄道、航路、港湾、航空路、空港といった公共交通を支える社会基盤における重大な事故※5を対象とする。

5. 事業計画

- (1) 推進費の要求にあたっては、あらかじめ災害対策緊急事業計画又は公共交通 安全対策緊急事業計画を作成するものとする。
- (2) 災害対策緊急事業計画又は公共交通安全対策緊急事業計画は、災害対策等緊急事業推進費要求書等作成要領に従って、災害対策緊急事業又は公共交通安全対策緊急事業の実施主体が作成するものとする。

6. 対象事業の要件

- (1) 災害対策緊急事業に係る推進費は、別表1の対象事業の欄に掲げる事業のうち、3. の災害要件を満たし、かつ、住民の安全・安心の確保に資するものを対象とする。
- (2) 公共交通安全対策緊急事業に係る推進費は、別表2の対象事業の欄に掲げる 事業のうち、4. を満たし、かつ、公共交通の安全の確保に資するものを対象 とする。
- (3) 推進費による事業の国庫補助率は、各府省で定められた当該事業種目の国庫 負担率、国庫補助率_{※6}に従う。(地域開発特例法等で特別に、負担率、補助 率の嵩上げの措置が図られている場合についても同様とする。)

7. その他

- (1) 用地費及補償費は、必要に応じて対象とする。
- (2) 推進費は、災害対策等緊急事業推進費要求書等作成要領に従って、推進費による事業を所管する省(以下「所管省」という。) が要求するものとする。
- (3) 災害対策緊急事業に係る推進費の要求にあたっては、被災前の維持管理状況を国土交通省に説明するものとする。
- (4) 公共交通安全対策緊急事業に係る推進費の要求にあたっては、現地の状況等 を踏まえながら、総合的な事故の再発防止対策等の検討を行い、効果的な対策 が講じられるよう努めるものとする。
- (5) 国土交通省は、推進費の配分に合わせ、事業箇所毎に事業名、施行地、実施 計画額及び事業内容について公表する。

解説

- ※5 ①~④に掲げる事故であって、社会的に影響の大きい事故とする。
 - ①死傷者を伴う事故
 - ②現場関係者の適切な対処により死傷者を伴う事故を回避できたが、対策を行わなければ死傷者を伴う事故が発生するおそれが極めて高いと予想される事象
 - ③道路の通行止めや公共交通機関の遅延、運休等により社会経済的に大きな影響を 与えた事故
 - ④全国的な緊急点検や再発防止対策等の起因となった想定外の事故

- ※6 「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」 等に基づく嵩上げの措置は、次のとおりとする。
 - ○直轄事業:当該年度事業分は当該年度において措置することになっているので、 推進費による事業についても嵩上げの対象とする。
 - 〇補助事業: 当該年度事業分は翌年度において精算追加することになっているので、推進費による事業についても嵩上げは、翌年度において各府省で措置する。

- (6) 所管省は、国土交通省から推進費の移替え若しくは繰入れ等_{※7}が行われた 後、当該事業の内容又は事業費を変更しようとするときは、国土交通省の了承 を得なければならない。
- (7) 所管省は、推進費による事業完了後、その実施状況を国土交通省に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表1及び別表2の対象事業の欄に掲げる事業のうち道路更新防災等対策事業、海岸保全施設整備事業(国土交通省が所管するものに限る)、海岸事業(国土交通省が所管するものに限る)、堰堤改良事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、地すべり対策事業(国土交通省が所管するものに限る)及び都市防災推進事業に係る部分は、同年3月31日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 災害対策等緊急事業推進費(災害対策の部)取扱要領(平成 18 年 4 月 3 日国計調第 32 号国土計画局長通知)及び災害対策等緊急事業推進費(公共交通安全対策の部)取扱要領(平成 18 年 4 月 3 日国計調第 33 号国土計画局長通知)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

	解	説
※ 7	国土交通省内における「目の確定」	

別表1 (6. (1) 関係)

事業を所管する省及び局庁	対象事業			
	直轄事業	補助事業		
厚生労働省医薬・生活衛生局		水道施設整備事業		
		水資源開発事業		
農林水産省農村振興局	海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業		
水産庁		海岸事業		
国土交通省水管理・国土保全局				
国土交通省港湾局				
農林水産省農村振興局	農業農村整備事業	農業農村整備事業		
	地すべり対策事業	地すべり対策事業		
林野庁	治山事業	治山事業		
	治山激甚災害対策特別緊急事業	森林環境保全整備事業		
	国有林野内治山事業	水源林造成等事業		
	森林環境保全整備事業			
水産庁	特定漁港漁場整備事業	水産基盤整備事業		
経済産業省経済産業政策局		工業用水道事業		
国土交通省都市局	国営公園整備事業	都市防災推進事業		
		都市公園災害対策事業		
		古都及緑地保全事業		
国土交通省水管理・国土保全局	河川改修事業	急傾斜地崩壊対策事業		
	河川総合開発事業	河川改修事業		
	流況調整河川事業	流域治水対策事業		
	河川工作物関連応急対策事業	河川管理施設機能確保事業		
	堰堤改良事業	河川総合開発事業		
	河川激甚災害対策特別緊急事業	治水ダム建設事業		
	床上浸水対策特別緊急事業	堰堤改良事業		
	河川災害復旧等関連緊急事業	河川激甚災害対策特別緊急事業		
	水資源開発事業	床上浸水対策特別緊急事業		
	ダム建設事業	河川災害復旧等関連緊急事業		
	ダム再開発建設事業	特定洪水対策等推進事業		
	河川総合開発建設事業	砂防事業		
	砂防事業	砂防激甚災害対策特別緊急事業		
	特定緊急砂防事業	特定緊急砂防事業		
	地すべり対策事業	地すべり対策事業		
	河川都市基盤整備事業	地すべり激甚災害対策特別緊急事業		
		特定緊急地すべり対策事業		
		特定土砂災害対策推進事業		
		下水道災害対策事業		

別表1(前頁より続き)

事業を所管する省及び局庁	対象事業		
	直轄事業	補助事業	
国土交通省道路局	道路更新防災対策事業	道路更新防災等対策事業	
国土交通省住宅局		公営住宅建設等事業	
国土交通省鉄道局		鉄道防災事業	
		鉄道施設総合安全対策事業	
国土交通省港湾局	特定離島港湾施設整備事業	港湾事業	
	港湾改修事業		
国土交通省航空局	空港整備事業	空港整備事業	
	航空路整備事業		
海上保安庁	船舶交通安全基盤整備事業		

別表2(6.(2)関係)

事業を所管する省及び局庁	対象事業			
	直轄事業	補助事業		
農林水産省農村振興局		農業農村整備事業		
林野庁	森林環境保全整備事業	森林環境保全整備事業		
		水源林造成等事業		
水産庁	特定漁港漁場整備事業	水産基盤整備事業		
国土交通省都市局		都市防災推進事業		
国土交通省道路局	道路交通安全施設等整備事業	道路交通安全施設等整備事業		
	交通事故重点対策道路事業			
国土交通省港湾局	特定離島港湾施設整備事業	港湾事業		
	港湾改修事業			
国土交通省航空局	空港整備事業	空港整備事業		
	航空路整備事業			
海上保安庁	船舶交通安全基盤整備事業			

(補足資料1)

社会資本整備総合交付金に移行した事業に推進費を使用する場合について

社会資本整備総合交付金に移行した補助事業に災害対策等緊急事業推進費を使用する場合は、当該事業の従前の補助金交付要綱(旧要綱)に基づき補助金交付の手続きを行うこととなります。

なお、上記(旧要綱に基づく手続き)について、社会資本整備総合交付金交付要綱附則第2項で、旧要綱はその効力を失うとされているものの、同附則第3項(平成23年3月31日施行)において、災害対策等緊急事業推進費を使用して行う事業については、旧要綱はなおその効力を有すると規定されています。

○社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)

第1~第15 (略)

附 則 (平成22年3月26日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(旧要綱の失効)

2 <u>旧要綱は、この要綱の施行の日に、その効力を失う。</u>ただし、地方公共団体等以外 の事業主体に対して行う補助金等の交付に係る部分及び社会資本整備総合交付金と は別に予算に計上した補助金等に係る部分については、この限りではない。

(経過措置)

3 <u>災害対策等緊急事業推進費取扱要領(平成23年3月31日付け国計調第40号国土計画局長通知)の別表1及び別表2に定める災害対策等緊急事業推進費を使用して行う事業</u>、北海道特定地域連携事業推進費取扱要領(平成20年4月1日付け国北参第1-2号北海道局長通知)の別表に定める北海道特定地域連携事業推進費を使用して行う事業及び沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費取扱要領(平成22年7月26日付け沖振第383号内閣府沖縄振興局長通知)の別表に定める沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費を使用して行う事業については、旧要綱は、なおその効力を有する。

 $4 \sim 6$ (略)

附 則 (平成23年3月31日)

(施行期日)

1 <u>この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の次に1項を</u>加える改正規定は、平成23年3月31日から施行する。

 $2 \sim 3$ (略)

(補足資料2)

農林水産省農村振興局所管の推進費対象事業(H31.4月時点)について

災害対策等緊急事業推進費取扱要領(国土交通省国土計画局長通知)の別表 1 及び別表 2 に掲げる農林水産省農村振興局所管の対象事業のうち、個別事業の名 称については、次表(農村振興局所管事業欄)のとおりです。

① 別表1関係

	推進費の対象事業	農村振興局所管事業
直轄事業	海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業
	農業農村整備事業	かんがい排水事業 農用地再編整備事業 総合農地防災事業
	地すべり対策事業	地すべり対策事業
補助事業	海岸保全施設整備事業	高潮対策事業 侵食対策事業
	農業農村整備事業	農道整備事業 諸土地改良事業 水資源機構かんがい排水事業 農業競争力強化基盤整備事業 農村地域防災減災事業(地すべり対策 事業を除く)
	地すべり対策事業	農村地域防災減災事業(地すべり対策 事業)

2 別表2関係

	推進費の対象事業	農村振興局所管事業
補助事業	農業農村整備事業	農道整備事業

X	Ŧ	

4 災害対策等緊急事業推進費 要求書等作成要領

災害対策等緊急事業推進費要求書等作成要領

取扱要領5. (2) 及び7. (2) に係る資料の作成等は、以下によるものとする。

次业	様式				
資料	災害対策緊急事業	公共交通安全対策緊急事業			
案件報告書	推進費要求書 様式-災1	推進費要求書 様式-公1			
事業計画書					
総括	推進費要求書 様式-災2	推進費要求書 様式-公2			
概要図	推進費要求書 様式-災3	推進費要求書 様式-公3			
実施状況表、工程表	推進費要求書 様式-災4	推進費要求書 様式-公4			
被災前状況を説明する資料					
当該対策の対象となる施設で、負担 法※1 又は暫定法※2 に基づく災害復 旧事業を 申請している場合	災害査定時に提出する「被災前状 況を説明する資料」の写し	-			
当該対策の対象となる施設で、負担 法又は暫定法に基づく災害復旧事業 を <u>申請していない場合</u>	補足資料 (別紙参考様式 「被災前 状況を説明する資料」)	-			
その他資料(必要に応じて提出)					
写真、対策に関する検討資料 他	様式自由	様式自由			

^{※1} 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

^{※2} 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(推進費要求書 様式-災1)

災害対策緊急事業 案件報告書

		ı					
	担当者(4)	電話番号		(直通)03-XXX-XXX (内線)29XXX	(直通)03~XXXX~XXXX (内線)29XXX	(直通)03-XXXX-XXXX (内線)29XXX	
	事業所管省庁担当者 所 區(連絡件)	氏名		00	00	00	
	無法	來		800	多()	800	
		黙		8 000	。	800	
9				0	0	0	
		関目		((((((((((((((((((((((((((((((((((((((〇〇發補助	〇〇費補助	
	現要			~	〇〇費補助	〇〇費補助	
₽	推進費事業概要	茰		0000事業費	0000事業		
⊜		推進費事業內容		掘割エV=〇〇千m 護岸エL=〇〇0m 逆鳥設計費L=〇〇m	法存TA=○○○m 発币防護者IL=○○m 用站費及結價費A=○m	排エV=〇〇〇㎡ アンカーエN=〇本 測量設計費N=一式	
9	(生産費分(千円)	E 国費					
2	***	事業費					
	∰ ₩	※ (十円)					
(a)(b)(c)(d)(d)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)<l< td=""><td></td><td>被災年月日 施設災</td><td></td><td>6.0.0</td><td>НО.О.О</td><td>H 0.0.0 0.0 #</td><td></td></l<>		被災年月日 施設災		6.0.0	НО.О.О	H 0.0.0 0.0 #	
@	災害の概要	被害概要		来 で の が が が を の の の の の の の の の の の の の	全面通行止め〇〇時間 片側通行規制〇〇時間 一規在も片側交互通行 規制中	家屋倒壊〇戸 m 市道通行止め〇時間	
©		自然現象		台風〇号 1時間雨量〇mm 最大風速〇m/s	崖崩れ	豪雨 24時間雨量〇mm 1時間最大雨量〇mm	
9		(地区4		(三〇〇米子三〇〇)	道路更新防災等対策專業 (一般國道〇〇号〇〇市〇 〇地内道路災害防除)	治口等業 (〇〇年区)	
(a)	1 1	\$ ₩ #		国女 出通 金	当00	当00	
4	施行地			〇〇朝〇〇町〇〇世紀	00年000 口用	00年00年	
©	ţ.	都道府県名		当00	獣 00	当00	
	4	也 在		水管理·国 土保全局	回 密 河	林野庁	
© ©	\$[m	袖	(修筆理)	国土 次通舎 土) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本		
	_	_		-	-	-	

案件報告書記載要領

- 所管省名を記入する。
- 担当部局名を記入する。
- 施行地の都道府県名を記入する。
- 施行地の住所を町、丁目又は<u>地先/地内</u>まで記入する。
- (事業主体が国又は地方自治体以外の機関であれば、機関名を記入する。例:○○機構、○○公社) 事業主体を記入する。
- 推進費取扱要領の別表1に掲げる事業名を記入する。また、事業名の下に ()を設け、その中に水系名・河川名、路線名、地区名等を記入する。 災害の原因となった自然現象を記入する。暴風、豪雨により生じる災害の場合、最大風速、24時間雨量、1時間雨量を記入する。
 - 被害の概要を具体的に記入する。
- 被災を受けた年月日を記入する。
- 公共施設の被災の有無を記入する 災害復旧事業申請の有無ではなく、
 - 全体計画の事業費を千円単位で記入する。
- 推進費として要求する事業費を千円単位で記入する。
 - 推進費として要求する国費を千円単位で記入する。
- 推進費で実施する工種とその数量を記入する。<u>(『**測量設計費』や『用地費及補償費』もあれば、具体的内容を記入する。**</u>
 - (項、目、目細) (※要求当該年度の最新版で記入する。 推進費を要求する事業の予算区分を記入する。
- <u>事業所管省庁の担当者</u>の課、係、氏名及び電話番号(直通、内線)を記入する。<u>(※事業所管省庁の担当者が記入する</u>
- 推進費の事業費・国費については、事業主体の考える推進費事業内容の見込み額であり、協議・調整の上、推進費事業内容等が変更、精査される等、事業費・国費が変更となる場合がある。

(推進費要求書 様式-災2)

平成 年度 災害対策緊急事業計画書 (総括)

施 行 地				1			
		推進	費要	求額			
事業費 ②	千円 千円	国 費	3		千円	国費率	4
事業	名(地区名)		Ī.	听管省名			事業主体名
(5)				6			7
	・全体工期【H ・工期 8H ・事業計画区間 9 ・工種 10 例)掘削 法格				年 月 学工L=〇〇 5防護柵コ	月 ()m、測量	ヶ月)】 ヶ月)

災害対策緊急事業計画の概要

【対象施設の概要】 ①

例:○○川水系○○川は、○○県に源を発し、○○地区において○○川に合流する○○県管理の一級河川である。

例:一般国道〇〇号は、〇〇県〇〇市と〇〇市を結ぶ、〇〇県管理の交通量〇〇台/日の幹線道路で、緊急輸送路と して位置づけられている。

【災害の原因となった自然現象】 ②

例:平成〇年梅雨前線による豪雨(平成〇年〇月〇日)

最大日雨量 \bigcirc 月 \bigcirc 日 \bigcirc 時 \sim \bigcirc 月 \bigcirc 日 \bigcirc 時 \bigcirc mm/日 (\bigcirc \bigcirc 観測所)

最大時間雨量 〇月〇日〇時~〇月〇日〇時 〇mm/時(〇〇観測所)

例:平成〇年〇号台風

最大時間雨量 ○月○日○時~○月○日○時 ○mm/時 (○○観測所) 最大風速 ○月○日○時~○月○日○時 ○m/秒 (○○観測所)

例:○○地震(平成○年○月○日)

震度○ マグニチュード○

例:崖崩れ (平成〇年〇月〇日)

【被害状況】 ①

一般被害

例:浸水面積〇ha、床上浸水〇ha、床下浸水〇ha

例:人的被害なし、全面通行止め〇日間(〇月〇日~〇月〇日)、片側通行規制(〇月〇日~現在も継続中)

公共土木施設等被害

例:護岸決壊○箇所(○月災害復旧事業申請中)、堤防決壊○箇所(○月○日災害査定済み)

例:道路法面崩壊〇箇所、〇〇施設破損〇基(災害復旧事業申請中)

【推進費を必要とする理由】 ⑭

例:○○川は○○下流部が狭窄部であることから流れの阻害となり、○○地区で水位が上昇し溢水した。護岸決壊 箇所の施設被害については災害復旧事業で対応するものの、次期出水までに水位を下げ、再度災害を防止する必 要があることから、推進費を活用して緊急に河道掘削を行う。

例:法面崩壊が発生した箇所については、被災直後に応急復旧工事を実施し、現在は片側通行規制としているが、 今後の降雨により再度法面が崩壊し、被害が拡大する恐れがあることから、推進費を活用して緊急に法面対策を 実施する必要がある。

【推進費による効果】 ⑤

例:平成〇年〇月までに〇〇工を実施し流下能力を向上させ、床上浸水〇戸、床下浸水〇戸の再度の浸水被害を 防止し、住民の安心・安全を確保する。

例:平成〇年〇月までに〇〇工を実施し、通行止めの再発防止や、緊急輸送・物流・観光・生活道路としての機能確保と〇台/日の通行の安全及び住民の安全・安心を確保する。

作成要領: (推進費要求書 様式-災2)

- ① **施行地の住所**を町、丁目又は地先まで記入し、<u>ルビ(カタカナ)</u>を振る。
- ② 推進費として要求する事業費を記入する。
- ③ 当該事業の国費率により、②に対応する国費を記入する。
- ④ **国費率**を記入する。直轄事業に関して後進地域等の国費率の嵩上げがある場合は、 **嵩上げ率**を明示する。

(例:特別会計事業においては、国費率が 2/3 で嵩上げ率が 0.02 の場合、「2/3×(1+0.02)=0.680」と記入する。なお、一般会計事業においては国費率 10/10 となる。)

- ⑤ 推進費取扱要領の別表 1 に掲げる事業名を記入する。また、事業名の下に ()を 設け、その中に水系名・河川名、路線名、地区名等を記入し、ルビ (カタカナ)を振る。
- ⑥ 所管省名を記入する。(例:○○省)
- ⑦ 事業主体名を記入する。(例:○○省、○○県)
- ⑧ 上段の【】に全体計画の工期を記入する。 下段に推進費で実施する事業工期を記入する。
- ⑨ 推進費で実施する事業計画区間(施工区間)の規模を延長や面積等で記入する。 (例:道路事業、河川事業の場合は延長、公園整備の場合は面積等)
- ⑩ 推進費で実施する工種とその数量を具体的に記入する。
- ① 道路や河川などの対象施設の概要や防災上の位置づけなどを簡潔に記述する。
- ② **災害の原因となった自然現象**を記入する。未被災地において災害対策緊急事業を実施する場合は、事業の契機となった他地域の自然現象を記入する。 暴風、豪雨により生じる災害の場合、最大風速、24 時間雨量、1 時間雨量を記入する。 観測所は、正式名称を記入する。
- ③ 一般被害の状況及び公共土木施設等の被害の状況を、地区名や数値などを用いて具体的に記入する。未被災地において災害対策緊急事業を実施する場合は、事業の契機となった他地域の被害状況を記入する。
- ⑭ 推進費の必要性、緊急性を具体的に記述する。
- ⑤ <u>災害対策緊急事業を実施することによる**効果**(例えば河川改修により浸水被害が解消される戸数(戸)や落石防護により安全性が確保される道路の通行量(台/日)等)を</u>可能な限り具体的な数値を用いて記述する。
- ※ 推進費の事業費・国費については、事業主体の考える推進費事業内容の見込み額であり、 協議・調整の上、推進費事業内容等が変更、精査される等、事業費・国費が変更となる場合がある。

災害対策緊急事業計画書(概要図)

	緊急事業計画書(概要図)
業名(地区名) ①	
事業計画概要図	
	凡例
	赤 推進費要求箇所(当年度施行)
	緑 災害復旧・関連(当年度施行)
位置図②	青 当初実施箇所(当年度施行)
	黄次年度以降の実施予定
	黑 施行完了箇所
	平面図④ 業計画区間(施行区間)と した範囲の図を記載する
被災状況写真⑥	被災状況写真⑥
※写真は公表できるものを使用する	※写真は公表できるものを使用する

作成要領: (推進費要求書 様式-災3)

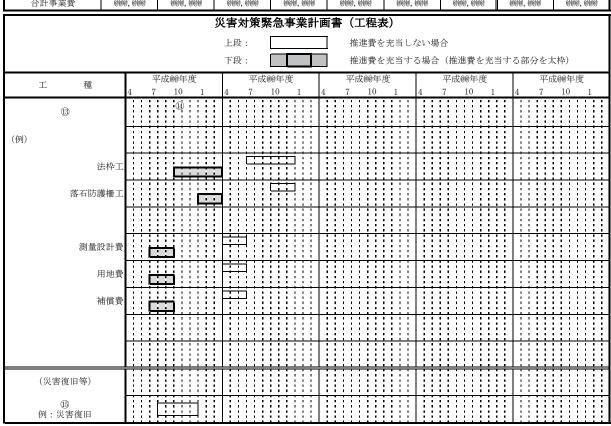
- ① **事業名(地区名)** を記入する。<u>「様式-災2の⑤」と同一の内容</u>とする。
- ② 都道府県の地図上に施工位置の概略を図示する。地図は公表できるものを使用する。
- ③ 方位を図示する。
- ④ ・全体計画の範囲を対象とした平面図を添付する。
 - ・推進費で施行する事業計画区間を赤色で図示する。
 - ・災害復旧事業、災害関連事業により実施する箇所がある場合、緑色で図示する。
 - ・現在実施中の事業に推進費を充当する場合、**当初予算(補正予算が成立している場合は** 補正予算を含む)で実施する予定の箇所を青色で図示する。
 - ・複数年で実施する事業の場合、前年度までに完了した箇所を<u>黒色</u>で、次年度以降の実施 予定箇所を<mark>黄色</mark>で図示する。
 - ・施設名(道路、河川など)を記入し、道路には行先を記入する。 (例:至 $\bigcirc\bigcirc\rightarrow$) また、河川には流向を矢印で図示する。 (例: \Rightarrow)
 - ・被災した範囲を図示する。 (例:河川災害で家屋等が浸水した範囲など)
 - ・主要工種の規模を数値で記入する。 (例:道路舗装工A=○○m²)
 - ・凡例は、関係する色分けのみ記載し、他の色は削除する。
- ⑤ 推進費要求箇所の標準的な断面図(構造や寸法が分かるもの)を添付し、<u>平面図と同様に</u> 着色する。断面の位置を平面図に図示する。
- ⑥ 被害状況が端的に分かる写真を2枚程度添付する。<u>写真は公表できるものを使用</u>する。
- ※ 推進費の事業費・国費については、事業主体の考える推進費事業内容の見込み額であり、協議・ 調整の上、推進費事業内容等が変更、精査される等、事業費・国費が変更となる場合がある。

災害対策緊急事業計画書 (実施状況表)

事業名 (地区名)			1	
(項) 災害対策等緊急事業推進費	(目)	2	(目細)	2

(単位:千円)

				全体計画				災害復旧等	(当年度)
		前年	度迄		当年度	10.5011	次年度以降	災害復旧	災害関連
工種	-i- 114 -ih	-t- Alk -th	うち前年度	-t- MV 4th	当初	推進費	2.704277		
	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
	(事業量)	(事業量)	(事業量)	(事業量)	(事業量)	(事業量)	(事業量)	(事業量)	(事業量)
③ (例)	4	5	6	7	8	9	10	11)	12
本工事費	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000
法枠工	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000
12/1/12	() m²)	() m²)	() m²)	() m²)	() m²)	(OOm²)	(OOm²)	(OOm²)	() m²)
落石防護柵工	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
俗作的暖棚上		(OOm)		,	,	,	,	(OOm)	
	(00)	(00m)	(00)	(00m)	(00)	(00)	(00)	,	(00)
測量設計費	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000
詳細設計	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000
	(一式)	(一式)	(一式)	(一式)	(一式)	(一式)	(一式)	(一式)	(一式)
地質調査	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000
	(一式)	(一式)	(一式)	(一式)	(一式)	(一式)	(一式)	(一式)	(一式)
用地費及補償費	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000
用地費	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000, 000	000, 000	000,000	000, 000
		$(\bigcirc\bigcirc m^2)$	$(\bigcirc\bigcirc m^2)$	() m²)	() m²)	() m²)	() m²)	(OOm²)	() m²)
補償費	000, 000	000,000	000,000	000,000	000, 000	000, 000	000, 000	000,000	000, 000
A SI MI	(00件)	(〇〇件)	(〇〇件)	(〇〇件)	(00件)	(〇〇件)	(〇〇件)	(〇〇件)	(〇〇件)
	(11 /	(= = 1, /	(= = 1, /	, , ,	(11 /	,,,	(= = 1, ,	,,	(= = 1, ,
[国 費]	[@@@, @@@]	[000,000]	[000,000]		[@@@, @@@]		[000,000]	[000,000]	
合計事業費	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000	000, 000



作成要領: (推進費要求書 様式-災4)

【実施状況表】

- ① **事業名(地区名)** を記入する。<u>「様式-災2の⑤」と同一の内容</u>とする。
- ② 推進費を要求する事業の予算区分を記入する<u>(当該年度の最新版とする)</u>。(例:(項)災害対策等緊急事業推進費 (目)河川改修費 (目細)工事費)
- ③ 工種を記入する。「様式-災2の⑩」と同一の内容とする。
 - ・事業費の中に<u>測量設計費又は用地費及補償費を含む場合は、これを明確に区分して記入</u>する。(単位は測量設計費(一式、m)、用地費(m²)、補償費(件)とする。)

$(4) \sim (12)$

- 事業費を上段に、事業量を下段に記入する。事業量については() 書きする。
 事業量の表記は、「様式-災2の⑩」と同一の内容とする。
 なお、該当する箇所のみ記入し、それ以外は空欄とする。
- ・合計事業費については、事業費と国費を二段書きし、国費は上段に[]書きする。 (例:合計事業費=本工事費+測量設計費+用地費及補償費)
- ④については、全体計画の事業費、事業量をそれぞれ記入する。(⑤+⑦+⑩)
- ⑤については、事業開始年度から前年度までの事業費、事業量をそれぞれ記入する。
- ⑥については、⑤のうち**前年度**の事業費、事業量をそれぞれ記入する。
- ⑦については、当年度に実施する事業の事業費、事業量をそれぞれ記入する。(⑧+⑨)
- ⑧については、**当初予算(補正予算が成立している場合は補正予算を含む**)で実施する 事業費、事業量をそれぞれ記入する。
- ⑨については、**推進費**で実施する事業費、事業量をそれぞれ記入する。
- ⑩については、次年度以降においても計画がある場合、**次年度から完了年度迄**の事業費、 事業量をそれぞれ記入する。
- ⑪については、災害復旧事業があれば、事業費、事業量をそれぞれ記入する。
- ⑫については、**災害関連事業**があれば、事業費、事業量をそれぞれ記入する。

【工程表】

- ① 工種を記載する。「様式-災2の⑩」と同一の内容とする。
- ④ 推進費を利用した場合としない場合の工程が比較できるように、<u>二段書きで記入</u>する。 (上段には推進費を利用しない場合の工程、下段には推進費を利用する場合の工程を 記入する。)
- ⑤ **災害復旧事業、災害関連事業**があれば、その工程表を記入する。
- ※ 推進費の事業費・国費については、事業主体の考える推進費事業内容の見込み額であり、協議・ 調整の上、推進費事業内容等が変更、精査される等、事業費・国費が変更となる場合がある。

災害対策等緊急事業推進費要求書等作成要領

取扱要領5. (2) 及び7. (2) に係る資料の作成等は、以下によるものとする。

資料	様式					
真 村	災害対策緊急事業	公共交通安全対策緊急事業				
案件報告書	推進費要求書 様式-災1	推進費要求書 様式-公1				
事業計画書						
総括	推進費要求書 様式-災 2	推進費要求書 様式-公2				
概要図	推進費要求書 様式-災3	推進費要求書 様式-公3				
実施状況表、工程表	推進費要求書 様式-災4	推進費要求書 様式-公4				
被災前状況を説明する資料						
当該対策の対象となる施設で、負担 法※1 又は暫定法※2 に基づく災害復 旧事業を 申請している場合	災害査定時に提出する「被災前 状況を説明する資料」の写し	-				
当該対策の対象となる施設で、負担 法又は暫定法に基づく災害復旧事業 を <u>申請していない場合</u>	補足資料(別紙参考様式「被災 前状況を説明する資料」)	-				
その他資料(必要に応じて提出)						
写真、対策に関する検討資料 他	様式自由	様式自由				

^{※1} 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

^{※2} 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(推進費要求書 様式-公1)

公共交通安全対策緊急事業 案件報告書

	電話番号		(唐通) 03-XXXX-XXXX (内線) 29XXX		
事業所管省庁担当者 デーランチのサン	斯都元 氏名		0		
神楽学師	至麻		多00億		
⊜	點		黙 〇		
	票		製 〇 〇		
美概要 文件和日					
(I) 推進費事業概要	頂		00事業課		
99	推進費事業内容		(2.6.6.2.6.) (2.6.6.2.6.2.1.6.1.6.1.6.1.6.1.6.1.6.1.6.		
	国費		N/ンコ 元 年		
(3) (3) 推進費分(千円)	事業費				
4 休事業帯	(EH+)				
の概要	米		巡視体制の強化 交通安全啓発		
(3) 発防止対策等 (3)	₩ ₹ 1		右折レーン改良 必要体制の強化 步道の設置 交通安全啓発		
(I) (I) (I) (I) (I) 総合的な事故の再発防止対策等の概要 対策を紹うへをの指定 : 1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1	凶承使引択 日本の疾労		OOP報報報報報 (OOP報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報		
9	発生年月日		O. O.		
	物損		〇〇施設破損		
(8) 単数の概要 非単性的	人身		死者〇〇人 産体〇人 重傷者〇人 経傷者〇人		
6	種別		〇〇交差点衝突事故 〇〇踏均事故 〇〇階級事故		
	(地区名又は箇所名)		交通安全施設等整備事 ○○文差点衝突等後 (一般国道○○号○○八○回転等を イバス)		
	業計		国土交通金		
施行地	-77		00%00		
∞	帮道府県		当00		
∾	能 配		超期		
⊕ #	· 加 4	(記載例)	国交工通		

案件報告書記載要領

- 所管省名を記入する。
- 担当部局名を記入する。
- 施行地の都道府県名を記入する。
- 事業主体を記入する。(事業主体が国又は地方自治体以外の機関であれば、機関名を記入する。例:○○機構、○○公社) 施行地の住所を町、丁目又は<u>地先/地内</u>まで記入する。
- 推進費取扱要領別表2に掲げる事業名を記入する。また、事業名の下に()を設け、その中に路線名、地区名等を記入する。
 - 事故の種別(事故の内容)を具体的に記入する。
- 被害の概要(人身被害、物損被害)を具体的に記入する。
 - 事故のあった年月日を記入する。
- 総合的な事故の再発防止対策を検討した組織等の会合について、その<u>名称、構成員を記入</u>する。
 - 対策検討会合等の結果、必要と判断されたハード対策を記入する。
 - 対策検討会合等の結果、必要と判断されたソフト対策を記入する。
- 全体計画の事業費を千円単位で記入する。
- 推進費として要求する事業費を千円単位で記入する。
 - 推進費として要求する国費を千円単位で記入する。
- 推進費で実施する工種とその数量を記入する。<u>(測量設計費や用地費及補償費もあれば、具体的内容を記入する</u>。
 - (※要求当該年度の最新版で記入する。 推進費を要求する事業の予算区分を記入する。(項、目、目細)
- 事業所管省庁の担当者の課、係、氏名及び電話番号(直通、内線)を記入する。_(※事業所管省庁の担当者が記入する。
- *

(推進費要求書 様式-公2)

平成 年度 公共交通安全対策緊急事業計画書(総括)

施 行 地				1			
		推進	費	要 求 額			
事業費	② 千円	国 費		3	千円	国費率	4
事業名(地区名又は箇所名))		所管省名	ı	事業	主体名
	5			6			7
事業概要	・全体工期 ・工期 ・事業計画区間 ・工種		各情報携	月〜H 月〜H 是供装置N=(7ェンスL=(年	目(ヶ月) 目(ヶ月) ドレー/レL=(

公共交通安全対策緊急事業計画の概要

【対象施設の概要】 ①

- 例) 一般国道〇〇号は、〇〇県〇〇市と〇〇市を結ぶ〇〇県管理の交通量〇〇台/日の幹線道路で、緊急輸送路として位置づけられている。
- 例)○○空港は、国内○箇所の空港を結ぶ、年間旅客数○○万人の第○種空港である。

【重大事故の概要】 ⑫

日時、場所

- 例) 平成〇年〇月〇日〇時頃 〇〇市〇〇町〇〇地先 一般国道〇〇号
- 例) 平成〇年〇月〇日〇時頃 〇〇市〇〇町〇〇地先 〇〇空港

事故の内容

- 例)速度超過によって、自動車が路側防護柵を突き破って転落する事故が発生。
- 例) ○○空港において、一般車両がフェンスを突き破ってエプロン内に侵入し、航空機駐機場内を走行する事案 が発生。

【被害状況】 ①

<u>人身被害</u>

例) 死者:運転手〇人、一般歩行者〇人 負傷者:一般歩行者〇人

物損被害

例) ○○施設の破損

【推進費を必要とする理由】 ⑭

- 例) ○○事故対策協議会において対策の検討を行ったところ、○○が事故の一因となったと結論づけられたことから、○○対策を行うことが急務となった。
- 例) ○○安全推進委員会において対策の検討を行ったところ、同様の事案により重大な事故が発生することを防止 するため、再発防止の抜本的対策として○○等を行うことが急務となった。

【推進費による効果】 ⑤

- 例) 早急に○○対策を行うことにより、ドライバーの安全意識を高め、事故の再発防止が期待できる。
- 例) 早急に○○施設を設置することにより、空港における不法侵入の再発防止が期待できる。

【総合的な事故の再発防止対策等の概要】 ⑯

策定主体(構成員)

- 例) 〇〇事故対策協議会(〇〇県、〇〇市、国土交通省〇〇局、学識経験者 等)
 - ○○安全推進委員会(国土交通省○○局、○○県警察 等)

対策の概要 (実施主体)

- 例)○○施設の設置(○○県)
 - ○○施設の設置(○○空港管理者)
 - 監視・巡回の強化(○○県警察)

作成要領: (推進費要求書 様式-公2)

- ① 施行地の住所を町丁目又は地先まで記入し、ルビ(カタカナ)を振る。
- ② 推進費として要求する事業費を記入する。
- ③ 当該事業の国費率により、②に対応する国費を記入する。
- ④ **国費率**を記入する。直轄事業に関して後進地域等の国費率の嵩上げがある場合は、 **嵩上げ率**を明示する。

(例:特別会計事業においては、国費率が 2/3 で嵩上げ率が 0.02 の場合、「2/3×(1+0.02)=0.680」と記入する。なお、一般会計事業においては国費率 10/10 となる。)

- ⑤ 推進費取扱要領の別表 2 に掲げる事業名を記入する。また、事業名の下に ()を設け、 その中に路線名、地区名等を記入し、<u>ルビ(カタカナ)</u>を振る。
- ⑥ 所管省名を記入する。 (例:○○省)
- ⑦ 事業主体名を記入する。(例:○○省、○○県)
- ⑧ 上段の【】に全体計画の工期を記入する。 下段に推進費で実施する事業工期を記入する。
- ⑨ 推進費で実施する事業計画区間(施工区間)の規模を延長や面積で記入する。例)道路事業の場合は延長等
- ⑩ 推進費で実施する工種とその数量を具体的に記入する。
- ① 道路、空港などの**対象施設の概要**を簡潔に記載する。
- ② 重大事故が起こった日時・場所、事故の内容を記入する。
- ③ 被害の概要(人身被害、物損被害)を具体的に記入する。 事故未発生箇所において公共交通安全対策緊急事業を実施する場合は、事業の契機と なった重大事故の内容を記入する。
- ⑭ 推進費の必要性、緊急性を具体的に記述する。
- ⑤ 公共交通安全対策緊急事業を実施することで得られる効果について記述する。
- (6) 総合的な事故の再発防止対策の検討・策定主体(組織)とその構成員、対策検討会合等の 結果必要と判断された対策の概要(ソフト対策を含む)とその実施主体を記入する。
- ※ 推進費の事業費・国費については、事業主体の考える推進費事業内容の見込み額であり、協議・ 調整の上、推進費事業内容等が変更、精査される等、事業費・国費が変更となる場合がある。

公共交通安全対策緊急事業計画書 (概要図)

事業名(地区名) ①	
事業計画概要図	
位置図②	人 例 赤 推進費要求箇所(当年度施行) 青 当初実施箇所(当年度施行) 黒 施行完了箇所
	3
	平面図④
※事業記	十画区間(施行区間)を記載する
断面図⑤	
事故状況写真⑥ ※写真は公表できるものを使用する	事故状況写真⑥ ※写真は公表できるものを使用する

作成要領: (推進費要求書 様式-公3)

- ① 事業名(地区名)を記入する。「様式-公2の⑤」と同一の内容とする。
- ② 都道府県の地図上に施行位置の概略を図示する。地図は公表できるものを使用する。
- ③ **方位**を図示する。
- ④ ・全体計画の範囲を対象とした平面図を添付する。
 - ・推進費で施行する事業計画区間を赤色で図示する。
 - ・現在実施中の事業に推進費を充当する場合、**当初予算(補正予算が成立している場合は** 補正予算を含む)で実施する予定の箇所を青色で図示する。
 - ・複数年で実施する事業の場合、完了している箇所を黒色で図示する。
 - ・施設名(道路、河川、鉄道線など)を記入し、道路や鉄道線などには行先を記入する。 (例:至○○)
 - ・主要工種の規模を数値で記入する。 (例:道路舗装工A=○○m²)
 - ・凡例は、関係する色分けのみ記載し、他の色は削除する。
- ⑤ 推進費要求箇所の標準的な断面図(構造や寸法が分かるもの)を添付し、<u>平面図と同様に</u> 着色する。断面の位置を平面図に図示する。
- ⑥ 事故状況が端的に分かる写真を2枚程度添付する。<u>写真は公表できるものを使用</u>する。
- ※ 推進費の事業費・国費については、事業主体の考える推進費事業内容の見込み額であり、協議・ 調整の上、推進費事業内容等が変更、精査される等、事業費・国費が変更となる場合がある。

公共交通安全対策緊急事業計画書(実施状況表)

	事業名 (地区名)			1)	
(項)	災害対策等緊急事業推進費	(目)	2	(目細)	2
			_	•	(単位:千円)

						全体	計画				(単位:干円)
工種				前年	度迄 うち前年	度				当年度 当初	推進費
	事業	費	事業費	`	事業費			事業費	:	事業費	事業費
3	(事業 ④		(事業量)	(事業量 ⑥)		(事業量)	(-	<u>事業量)</u> ⑧	(事業量)
(例)	4	,			9			•			
本工事費	(000, 000						000, 000		000, 000	000, 000
道路情報提供装置設置	(6	000, 000						000, 000		000, 000	000, 000
	(○箇				()	(○箇所) ((○箇所)
ガードレール		000,000			,	`	,	000, 000		000,000	000, 000
	(@	@m)			()	(@@m) (@@m)	(@@m)
測量設計費	(000, 000						000,000		000, 000	000, 000
測量		000, 000						000, 000		000,000	000, 000)
	· ·	@m)			()	(@@m) ((@@m)
詳細設計		000, 000			,		,	@@@, @@@		000, 000	000, 000)
	(@	@m)			()	(@@m) (@@m)	(@@m)
用地費及補償費	6	000, 000						000, 000		000, 000	000, 000
用地費	(00				()	(○ m²) ((Om²)
補償費		000, 000			`	,		000,000		000,000	000,000
	(00)件)			()	(○○件) (○○件)	(○○件)
[国 費]		000,000]	[]	[]	Г	000, 000][@@@, @@@]	
合計事業費	(900, 000		l. A	I I dula lebra dal.	- 1 - 40.		000, 000		000, 000	000, 000
			公共交流	电安全	対策緊急事	·莱計!	画書	(工程表) ¬ _{***}	. +. +. W 1	<u>ځي يو</u> ۸	
					上段: 下段:		1		'を充当し 'を充当す		
					112.					トる部分を太格	ř)
工	種	平 _万 4 7	成 年度 10 1	平 4 7	成 年度 10 1	4		年度 10 1 4	平成 7	年度 10 1 4	平成 年度 7 10 1
10					(1)	::					
(例)						1					
		 		<u> </u>			:				
道路情報提信	供装置設置										
ガ・	ードレール										
ì	則量設計費										
田地	費及補償費					 					
/14 FES	x /A iii 原具	<u> </u>									
				<u> </u>							
(関連する事	事業)										
(12)											
踏切自動	化					+ + +					
(鉄道業者が エレベーター						1::					
(鉄道業者旅	五工)			1111			<u> </u>				

作成要領: (推進費要求書 様式-公4)

【実施状況表】

- ① **事業名(地区名)** を記入する。<u>「様式-公2の⑤」と同一の内容</u>とする。
- ② 推進費を要求する事業の**予算区分**を記入する<u>(当該年度の最新版とする)</u>。 (例:(項)災害対策等緊急事業推進費(目)交通事故重点対策事業費(目細)工事費)
- ③ **工種**を記入する。<u>「様式-公2の⑩」と同一の内容</u>とする。 事業費の中に<u>測量設計費又は用地費及補償費を含む場合は、これを明確に区分して記入</u> する。(単位は測量設計費(m、一式)、用地費(m³)、補償費(件)とする。)

$(4)\sim(9)$

事業費を上段に、事業量を下段に記入する。事業量については()書きする。事業量の表記は、「様式-公2の⑩」と同一の内容とする。

なお、該当する箇所のみ記入し、それ以外は空欄とする。

合計事業費については、事業費と国費を二段書きし、国費は上段に[]書きする。 (例:合計事業費=本工事費+測量設計費+用地費及補償費)

- ④については、全体計画の事業費、事業量をそれぞれ記入する。(⑤+⑦)
- ⑤については、事業開始年度から前年度までの事業費、事業量をそれぞれ記入する。
- ⑥については、⑤のうち前年度の事業費、事業量をそれぞれ記入する。
- ⑦については、当年度に実施する事業の事業費、事業量をそれぞれ記入する。(⑧+⑨)
- ⑧については、**当初予算(補正予算が成立している場合は補正予算を含む**)で実施する 事業費、事業量をそれぞれ記入する。
- ⑨については、推進費で実施する事業費、事業量を記入する。

【工程表】

- ① 工種を記入する。「様式-公2の⑩」と同一の内容とする。
- ① 推進費を利用した場合としない場合の工程が比較できるように、<u>二段書きで記入</u>する。 (上段には推進費を利用しない場合の工程、下段には推進費を利用する場合の工程を 記入する。)
- ② 事業主体の異なる事業で**推進費に関連するもの**があればその工程表を記入する。 (その場合、事業主体も記入する。)
- ※ 推進費の事業費・国費については、事業主体の考える推進費事業内容の見込み額であり、協議・ 調整の上、推進費事業内容等が変更、精査される等、事業費・国費が変更となる場合がある。

(補足資料)

被災前の維持管理状況の説明について

「災害対策等緊急事業推進費取扱要領」7. (3)に定める「被災前の維持管理状況」については、次ページ「〇被災前状況を説明する資料(別紙参考様式)」に必要事項を記入のうえ、提出するものとする。

ただし、災害復旧事業※にあわせて要求する場合は、災害査定時に提出する「被災前 状況を具体的に説明できる点検状況等の資料」をもって「別紙参考様式」に代えること が可能。

なお、必要に応じて巡視報告や定期点検等の説明資料を求められる場合がある。

※公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき行う事業

○被災前状況を説明する資料

(別紙参考様式)

都道府県名•			災害原因(異常気象)				
市町村名			及び災害	害年月日				
					説	明資	料	
河川名·海岸名· 路線名 等	維持補修 に関する 計画策定 の有無	巡視報告 (パトロー ル日誌)	定期(出水期前) 点検	過去の災 害後の点 検	住民通報		その他	備 考(説明資料が「その他」の場合、その資料の内容を記載)(道路の場合は交通量を記載)
(例)								
∆∎اا	有	0	0	×	×	×	×	
⊚道▼☆ 線	無	0	0	×	0	0	0	3000台/日
<特記事項>								

(この資料の取り扱いについて)

維持補修に関する計画が策定されており、適切に履行されている場合は、その履行状況を説明することにより、説明資料は省略できるものとする。

人	Ŧ	

5 災害対策等緊急事業推進費に係る変更 及び実施状況報告に関する取扱い 5.1 災害対策等緊急事業推進費事業計画の変更に関する取扱い

「災害対策等緊急事業推進費取扱要領」の7. (6)に定める「変更」の取扱いは以下によるものとする。

- (1) 事業所管部局は、国土交通省国土政策局から災害対策等緊急事業推進費の移替 え若しくは繰入れ等が行われた後、次の①~③に該当する変更をしようとするときは、 事前に国土交通省国土政策局の了承を得なければならない。
 - ① 推進費の額の変更 (入札差金等で軽微なものは除く。)
 - ② 推進費の事業内容の変更(事業量の増減、工種の追加・削除、施行場所・工期の変更。ただし、軽微なものは除く。)
 - ③ その他必要と思われるもの
- (2) (1)について国土交通省国土政策局が必要と認めた場合、変更協議書(別紙様式ー1)を提出するものとする。

(別紙様式-1)

番号平成年月日

国土交通省国土政策局広域地方政策課長あて

実施省 課長

平成 年度災害対策等緊急事業推進費に係る事業内容の変更について (協議)

「災害対策等緊急事業推進費取扱要領」の7. (6)に基づき、下記の変更を行うことについて協議します。

記

推進費による事業名 (地区名又は箇所名)

推進費による当初の事業内容

変更内容

変更理由

(参考資料) ……必要に応じて添付 概要図、工程表(変更前後が対比できるもの) その他図面、写真等

5.2 災害対策等緊急事業推進費実施状況報告に関する取扱い

「災害対策等緊急事業推進費取扱要領」の7. (7)に定める「実施状況報告」についての取扱いは以下によるものとする。

(1) 事業所管部局は、災害対策等緊急事業推進費の移替え若しくは繰入れ等が行われた後、配分年度の翌年度4月末日までに、実施状況報告書を国土交通省国土政策局へ提出するものとする。

なお、やむを得ず繰り越した事業については、推進費配分額の執行が完了するまで毎年提出するものとする。

(2) (1) は以下の様式で提出するものとする。

報告対象事業	報告時期	様式
①全事業	翌年度年4月末	別紙様式−2A
②翌年度へ繰り越した事業	翌々年度4月末	別紙様式−2B
③翌々年度へ繰り越した事業	翌翌々年度4月末	別紙様式−2C

(別紙様式-2A) [記載例]

報告時期 | (α+1)年4月末 報告対象箇所 | α年度 全配分箇所

災害対策等緊急事業推進費実施状況報告書 平成α年度

報다시카리기 보수도																金額単位:千円
							•	【 星年 人 7 仁里 】				平成α年	۷年度			
	災害対策緊急事					災害対策等緊急事	災害対策等緊急事	leth	(実績額)	【繰越額】					[不用額]	
省庁、局名	業、公共交通安全 全対策緊急事業 の別		事業名、地区、箇所名	事業主体	都道府県名	業推進費に採る主 要工事等(当初)	業推進費に係る主 要工事等(変更)	(国量)			[明許] 事業費 (国費)	Z=	[6	[事故] 事業費 (国費)	事業費(国費)	華
(三元 書花 仏別)												(国道)	(国道)			
	災害対策緊急事	+	◆ ▽ × × × × × ×	(拳提工:V=@@@m³	築提工:V=@@@m³	300,000	300,000	0	0	0	0	0	0	
○○省△△同	**************************************	業齢のの	◆お区	(C)		護岸工:A=@@@m	護岸工:A=@@@m゚	(200,000)	(200,000)	0)	0)	0)	0)	(0)	0)	
: :	《宝 対等堅急事	1	◇ 三▼▼ 後米CC	;		mewer - N=のewer	築堤エ:∨=@@@mi¸	300,000	240,000	0	0	0	0	0	000'09	主要工事等の変更及び不用額の発生は
○○省△△同	: : : : : : : : :	※ 冊〇〇		O O O	当 ○ ○	護岸工:A=@@@m゚	孤削工:V=@@@@m 護岸工:A=@@@@m	(200,000)	(160,000)	0)	(0)	0)	0)	0)	(40,000)	測量及び詳細設計の 結果による
	災害対策緊急事		◇◇米※▲▲川	■	EI < <	据判工:V=@@@@m	掘削工:V=@@@m	200,000	150,000	50,000	0	0	0	50,000	0	災害発生による事故
	₩	₩ ₩ ○ ○	〇岩区	⊮ >	⊮ > >	護岸工:A=@@@m゚	護岸工:A=@@@m゚	(100,000)	(75,000)	(25,000)	0)	0)	0)	(25,000)	(0)	繰越
4 0 0	災害対策緊急事	# ()	◇◇水※▲▲川 ◎	#	■	築堤工:V=@@@m	築堤工:V=@@@mi	240,000	240,000	0	0	0	0	0	0	
00世00	₩		◎指図	=		護岸工:A=@@@m』	護岸工:A=@@@m゚	(120,000)	(120,000)	0)	(0)	0)	0)	0)	0)	
4	災害対策緊急事	#		+	<u> </u>	業場工:V=@@@m゚	築堤エ:V=@@@㎡	240,000	180,000	000'09	40,000	40,000	0	20,000	0	計画に関する諸条件 の変更に伴う明許繰
〇〇青△△河	₩	米 ()		□	张 ◇	護岸工:A=@@@m゚	護岸工:A=@@@㎡	(120,000)	(120,000)	(30,000)	(20,000)	(20,000)	(0)	(10,000)	(0)	趣 災害発生による事故 繰越
日 < < ※〇〇	公共交通安全対	泰軍〇〇	一般国道◇◇号◎◎	#		法枠工:A=@@@m	_	240,000	240,000	0	0	0	0	0	0	
回 11 11 11 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10	策緊急事業	K →	別区		ť	アンカーエ:N=@@本	アンカーエ:N=@@本	(120,000)	(120,000)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
								240,000	180,000	000'09	40,000	40,000	0	20,000	0	用地の関係に伴う明 許繰越 エ事由の闘務事拗に
○○省△△局	公共交通安全対策緊急事業	業 ● ○	一般国道令令号◎◎地区	₽	≝ ♦	法枠工:A=@@@m゚	法枠上:A=@@m アンカーエ:N=@@本									エキージルイキのに よる事故繰越 主要工事等の変更
								(120,000)	(120,000)	(30,000)	(20,000)	(20,000)	0	(10,000)	0)	は、現地精査の結果 による
			推准費(%室対策緊負重業)	(号重拳)	ر ا			1,280,000	1,110,000	110,000	40,000	40,000	0	70,000	000'09	
			ボース・スロジャボ					(740,000)	(675,000)	(55,000)	(20,000)	(20,000)	(0)	(35,000)	(40,000)	
		井	推准費(公共交通安全対策緊急事業)	<u> </u>	神(兼			480,000	420,000	000'09	40,000	40,000	0	20,000	0	
		4	こーとサインケーロー	¥ 5	¥ .			(240,000)	(240,000)	(30,000)	(20,000)	(20,000)	(0)	(10,000)	(0)	

注1)災害対策等緊急事業推進費の額が変更となった場合には、【実績額】欄に変更額を記載する。 注2)災害対策等緊急事業推進費に係る主要工事が変更になった場合には、変更後の工種・工事量を「災害対策等緊急事業推進費に係る主要工事等(変更)」欄に記載する。 注3)災害対策等緊急事業推進費実績額及び災害対策等緊急事業推進費に係る主要工事等が変更となった場合には、その理由を備考欄に記載する。 注4)災害対策等緊急事業推進費実績額について、繰越を行った場合には、翌年度に繰越額分の実施状況報告を行うこと。 注5)繰越額、不用額が発生した場合は、その理由を簡潔に備考欄に記載する。

(別紙様式-2B)【**記載例**】

事業推進費実施状況報告書

等緊急事	
黑女黑	
斑災	
予阪α年	

和生味期	一世 マーン				ト マネー マ		メログネキ米でサイオドログメルスのよう	N N N	ンサスロー	_						
報告対象箇所	a t	斤のうち、翌年月	翌年度(α+1)へ繰越を行った箇所	った箇所												金額単位:千円
	# # # # # # # # # # # # # # # # # # # #								平成α年度	年度			計	平成(α+1)年度)年度	1
省庁、局名	汉害对束紧忌事 業、公共交通安 全対策緊急事業 の別		事業名、地区、箇所名	事業主体 都道府県	佑	災害対策等緊急事 業推進費に係る主 要工事等(当初)	災害対策等緊急事 業推進費に係る主 要工事等(変更)	[配分額] 事業費 (国費)	【実績額】 [事業費 写 (国費) (【繰越額】 【 事業費 事 (国費)	[[不用額]] 事事業費 ((国費)	【前年度繰越額 事業費 【実総 (国費) 事業 (国費)	[【繰越額】[[編整額]][[編整]][[編整]][[編整]][[編整]][[編集]][[編集]][[編集]][[編集]][[編集]][[編集]][[編集]][[編集]][[編集]][[編集]][[編集]][[編集]][[編集]][[編集]][[編集][[編集]][[編集]][[編集][[編集]][[編集][[編集]][[編集][[編集]][[a]][[a	[不用額] 事業費 (国費)	無
(記載例)																
○○省△△局	災害対策緊急事 業	業量▽▽	○○水系 △△川 ◆◆地区	900	省ママ	築堤エ:V=@@@m 護岸工:A=@@@m	築堤エ:V=@@@må 護岸工:A=@@@må	600,000	300,000	300,000	0 (0)	300,000	300,000	0 (0)	0	
〇〇省△△局	災害対策緊急事 業	業量▽▽	○○水系 ▲▲川 ◇◇地区	900	省ママ	掘削工:V=@@@m 護岸工:A=@@@m	掘削エ:V=@@@@m 護岸工:A=@@@@m	600,000	420,000 (280,000)	300,000	180,000 (120,000)	300,000	180,000 (120,000)	120,000 (80,000)	0 (0)	災害発生による 事故繰越
〇〇省△△局	災害対策緊急事 業	☆宝宝	◇◇水系 ▲▲川 ◎ ◎地区	▼▲市	当◇◇	築堤エ:V=@@@mẳ 護岸エ:A=@@@mẩ	築堤エ:V=@@@m 護岸工:A=@@@m	500,000 (250,000)	400,000 (200,000)	80,000 (40,000)	20,000 (10,000)	80,000 (40,000)	20,000 (10,000)	0	(30,000)	不用額の発生は 入札差金による
			推進費(災害対策緊急事業)	经急事業)計	+			1,700,000	1,120,000 (680,000)	680,000 (440,000)	200,000 (130,000)	680,000 (440,000)	500,000	120,000 (80,000)	(30,000)	
		推	推進費(公共交通安全対策緊急事業)	1策緊急事	#(業			0 0	0 0)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 (0)	

注1)災害対策等緊急事業推進費の額が変更となった場合には、【実績額】欄に変更額を記載する。 注2)災害対策等緊急事業推進費に係る主要工事が変更になった場合には、変更後の工種・工事量を「災害対策等緊急事業推進費に係る主要工事等(変更)」欄に記載する。 注3)災害対策等緊急事業推進費実績額及び災害対策等緊急事業推進費に係る主要工事等が変更となった場合には、その理由を備考欄に記載する。 注4)災害対策等緊急事業推進費の実績額について、線越を行った場合には、翌年度に線越額分の実施状況報告を行うこと。 注5)繰越額、不用額が発生した場合は、その理由を簡潔に備考欄に記載する。

(別紙様式-2C)【**記載例**】

<u>報告時期 (α+3)年4月末</u> 報告対象箇所 α年度全配分箇月

災害対策等緊急事業推進費実施状況報告書 平成α年度

金額単位:千円	庻	備考			不用額の発生 は、入札差金に りよる						
	(α+2)年	【不用額】 事業費 (国費)		0	10,000					10,000	0 (0)
	平成	越額】 【実績額】 事業費 (国費)		120,000 (80,000)	40,000					160,000 (100,000)	0 (0)
		【前年度繰 事業費 (国費)		120,000 (80,000)	50,000 (25,000)					170,000 (105,000)	0 (0)
		[不用額] 事業費 (国費)		0)	10,000 (5,000)					10,000 (5,000)	0 (0)
	十1)年度	【繰越額】 事業費 (国費)		120,000	50,000 (25,000)					170,000 (105,000)	0 (0)
,	平成(α	越額】 【実績額】 事業費 (国費)		180,000 (120,000)	20,000 (10,000)					200,000 (130,000)	0 (0)
		【前年度繰 事業費 (国費)		300,000	80,000 (40,000)					380,000 (240,000)	0
		【不用額】 事業費 (国費)		180,000 (120,000)	20,000 (10,000)					200,000 (130,000)	0
,	平成α年度	【繰越額】 事業費 (国費)		300,000)	80,000 (40,000)					380,000 (240,000)	0
,	平成の	【実績額】 事業費 (国費)		420,000	400,000 (200,000)					820,000	0
	- 1	【配分額】 事業費 (国費)		(400,000)	500,000 (250,000)					1,100,000 (650,000)	0 (0)
		災害対策等緊急事 業推進費に係る主 要工事等(変更)		掘削エ:V=@@@@㎡ 護岸工:A=@@@@㎡	築堤エ:V=@@@㎡ 護岸エ:A=@@@㎡						
		災害対策等緊急事 業推進費に係る主 要工事等(当初)		掘削エ:V=@@@㎡ 護岸エ:A=@@@㎡	築堤エ:V=@@@㎡ 護岸エ:A=@@@㎡						
		都道府県名		ロム県	当 ◇◇					+=	#(業
2/こ酉が		事業主体		泉00	¥▼¥						策緊急事
靴 戸刈 多 直 川 μ 年 及 主 配 刀 固 川 υ ノ つ、 立 千 及 (α Τ Ζ) へ 鞣 陸 を 1 「 フ に 固 川		事業名、地区、箇所名		○○水系 ▲▲川 ◇◇地区	◇◇水※ ▲▲川 ◎ ◎地区					推進費(災害対策緊急事業)	推進費(公共交通安全対策緊急事業)計
ガジンち、資本だ				業量▽▽	業量▽▽						推逐
4年及主能の固定 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	《事字华既在事	火書凶鬼祭忌事 業、公共交通安 全対策緊急事業 の別		災害対策緊急事 業	災害対策緊急事 業						
報可名多面別		省庁、局名	()()	留ママ泉〇〇	○○省△△局						

注1)災害対策等緊急事業推進費の額が変更となった場合には、[実績額]欄に変更額を記載する。 注2)災害対策等緊急事業推進費に係る主要工事が変更になった場合には、変更後の工種・工事量を「災害対策等緊急事業推進費に係る主要工事等(変更)」欄に記載する。 注3)災害対策等緊急事業推進費集積額及び災害対策等緊急事業推進費に係る主要工事等が変更となった場合には、その理由を備考欄に記載する。 124)災害対策等緊急事業推進費の実績額について、縁起を行った場合には、翌年度に繰越額分の実施状況報告を行うこと。 注4)淡害対策等緊急事業推進費の実績額について、繰越を行った場合には、翌年度に繰越額分の実施状況報告を行うこと。

/	

6 よくある質問とその回答(FAQ)

よくある質問とその回答(FAQ) [平成 31 年度版]

一目次一

番	号	内容	頁
1.	災	害対策等緊急事業推進費の制度の概要等について	
問	1	災害対策等緊急事業推進費はどのような制度ですか。	50
問	2	交付金事業への配分は可能ですか。	51
問	3	国庫補助率や地方財政措置への優遇措置はありますか。	51
問	4	次年度への繰越しは可能ですか。	51
2.	災	害対策推進費における各種対策の共通事項について	
問	5	要求にあたり事業効果の算定は必要ですか。	52
問	6	災害や事故が発生していない地域への配分は可能ですか。	52
問	7	前年度以前に発生した災害や事故の対策は対象となりますか。	53
問	8	事業量や事業費の採択基準はありますか。	53
問	9	複数年に及ぶ事業の立ち上げへの配分は可能ですか。	54
問	10	現在事業実施中の地区への配分は可能ですか。	55
問	11	農業農村整備事業への配分はどのような場合に可能ですか。	55
問	12	測量設計費や用地費及補償費の要求は可能ですか。	56
問	13	応急復旧・仮復旧の要求は可能ですか。	56
問	14	事前着手(施越工事)の要求は可能ですか。	56

番号	内容	頁
3. 再	度災害防止対策(災害対策)について	
問 15	災害対策の対象となる災害とその規模はどの程度ですか。	57
問 16	災害対策では、公共土木施設が被害を受けていない場合の申請は可能ですか。	58
問 17	災害対策では、原形復旧を行うことは可能ですか。	58
問 18	災害対策と災害復旧事業との違いは何ですか。	59
問 19	災害対策と改良復旧事業との違いは何ですか。	60
4. 事	故の再発防止対策(公共交通安全対策)について	
問 20	公共交通安全対策の対象となる事故とはどのようなものですか。	62
問 21	公共交通安全対策では、公共交通機関以外の事故対策は可能ですか。	62
問 22	公共交通安全対策で、これまで実施している対策はどのようなものです か。	63
5. 災	害対策推進費の事務手続き等について	
問 23	要求から配分までの流れはどのようなものですか。	64
問 24	取扱要領7. (3)の「被災前の維持管理状況を国土交通省に説明する」とは、具体的にはどのようなことを行うのですか。	64
問 25	事務手続き(資料作成等)は具体的にどのようなものですか。	65
6. その	の他	
問 26	これまでの配分実績はどのようなものですか。	66
問 27	配分地区の事例は公表していますか。	68
問 28	問い合わせ先はどこですか。	70

よくある質問とその回答(FAQ)[平成31年度版]

1. 災害対策等緊急事業推進費の制度の概要等について

問1 災害対策等緊急事業推進費はどのような制度ですか。

(回答)

災害対策等緊急事業推進費(以下「災害対策推進費」という。)は、自然災害により被災した地域又は重大な交通事故が発生した箇所等において、事業主体(地方公共団体等)からの申請を受けて、緊急に再度災害防止対策や事故の再発防止対策を行う公共事業に配分する予算です。

なお、対策は災害対策等緊急事業推進費取扱要領(以下「取扱要領」という。)の <u>別表1、別表2の対象事業</u>により行われるため、予算は国土交通省国土政策局(以 下「国政局」という。)から事業を所管する省及び局庁(以下「事業所管部局」とい う。)を通じて配分します。

災害対策推進費は以下の対策を実施する公共事業に配分可能な予算。

- ・再度災害防止対策(災害対策)・・・取扱要領別表1に記載の公共事業
- 事故の再発防止対策(公共交通安全対策)・・・取扱要領別表2に記載の 公共事業

問2 交付金事業への配分は可能ですか。

(回答)

交付金事業に災害対策推進費を配分することはできません。

災害対策推進費は、自然災害や重大な交通事故の発生した特定の箇所等を対象に、年度途中に緊急に対策を行うための予算であることから、個別地区の対策に使途を特定して配分・執行できるよう、補助事業制度の枠組みで予算配分しています。

問3 国庫補助率や地方財政措置への優遇措置はありますか。

(回答)

災害対策推進費では、国庫補助率や地方財政措置の優遇措置はありません。

国庫補助率、国庫負担率、地方財政措置は、<u>事業所管部局で定められた対象事</u> 業の規定に従います。

問4 次年度への繰越しは可能ですか。

(回答)

災害対策推進費を配分して行う対策は、原則年度内に完了することを基本としていますが、天候不順や入札不調など、申請時には想定し得なかったやむを得ない事情が発生した場合は、<u>繰越制度の利用が可能</u>です。

2. 災害対策推進費における各種対策の共通事項について

問5 要求にあたり事業効果の算定は必要ですか。

(回答)

災害対策推進費の要求に当たっては、事業効果の算定は必要ありません。

ただし、災害対策や公共交通安全対策を実施することによる効果について、事業 計画書(様式一災2)(様式一公2)に、整理して記載する必要があります。

(本手引き P22 及びP30 参照)

問6 災害や事故が発生していない地域への配分は可能ですか。

(回答)

災害対策推進費を配分できる場合があります。

例えば、自然災害や重大な交通事故が発生していない地域であっても、他地域に おける自然災害や想定外の事故の発生を契機に緊急点検を行った結果、早急に対 策を講じなければ人的被害や通行規制など社会的に多大な影響を与えるおそれが 高い場合などが考えられます。

なお、災害対策では、被災を受けた地域と未被災地の関係性、対策の緊急性、現 地詳細調査及び有識者の所見等を整理し、採択された実績があります。

(8 災害対策等緊急事業推進費配分地区の事例の P110 参照)

問7 前年度以前に発生した災害や事故の対策は対象となりますか。

(回答)

災害対策推進費は、原則として当該年度に発生した自然災害や重大な交通事故の対策が対象となりますが、前年度以前に発生した自然災害、重大な交通事故の対策も対象となる場合があります。(考えられる事例は以下のとおり。)

ただし、この場合は、『緊急性があるものの、当初予算で対応できなかった理由』を 整理する必要があります。

- (例1) 対策の検討に時間を要し、当初予算の成立以降に事業計画が作成された場合
- (例2) 前年度以前に発生した災害に対して、次年度以降の対応を計画していたが、当初予算の成立以降に状況が悪化したため、緊急に対策が必要となった場合

問8 事業量や事業費の採択基準はありますか。

(回答)

事業量や事業費の採択基準はありません。

ただし、小規模・少額な場合は、施設管理者の維持管理の範疇ではないこと、単独事業での実施が困難であることを整理する必要があります。

問9 複数年に及ぶ事業の立ち上げへの配分は可能ですか。

(回答)

災害対策推進費を配分して行う対策は、年度内に完了することを基本としている ため、複数年に及ぶ事業への配分は、原則対象外です。

ただし、災害対策の場合、取扱要領の別表1の河川激甚災害対策特別緊急事業など複数年で実施する事業については、計画初年度分の対策への配分を可能としています。

また、河川激甚災害対策特別緊急事業等により、既に複数年で対策を実施中の 箇所において<u>新たに被災した場合</u>、翌年度以降の再度災害の防止を図るため、<u>当</u> 該事業の残事業を前倒しして対策を完了させる必要が生じたときも、配分可能です。

- ※河川激甚災害対策特別緊急事業以外で、配分が可能な複数年で実施する事業は以下のとおり。
 - 河川災害復旧等関連緊急事業(概ね4か年)
 - ・床上浸水対策特別緊急事業(概ね5か年)
 - ・砂防激甚災害対策特別緊急事業(概ね3か年)
 - ・特定緊急砂防事業(直轄事業:概ね5か年、補助事業:概ね3か年)
 - ・地すべり激甚災害対策特別緊急事業(概ね3か年)
 - 特定緊急地すべり対策事業(概ね3か年)

問 10 現在事業実施中の地区への配分は可能ですか。

災害対策推進費を配分できる場合があります。

例えば、事業実施中の地区において被災又は重大な事故が発生した場合、翌年 度以降の再度災害の防止や事故の再発防止を図るため、当該事業の残事業を前 倒しして対策を完了させる必要が生じたときなどが考えられます。

ただし、工事施行中に生じた災害に係るものに、災害対策推進費を配分することはできません。

問 11 農業農村整備事業への配分はどのような場合に可能ですか。

(回答)

農業農村整備事業の場合、新規に事業地区を立ち上げる際、土地改良法に基づく 各種手続きを行う必要があります。その際には、事業着手までに一定の期間がかかる ため、<u>緊急に新規に事業地区を立ち上げて対策を実施することは困難であると想定</u>さ れます。

一方、農業農村整備事業を実施中の地区が新たに被災または重大な事故が発生 した場合、翌年度以降の再度災害の防止や事故の再発防止を図るため、<u>当該事業</u> の残事業を前倒しして対策を完了させる必要が生じたときは、配分可能です。

ただし、工事施行中に生じた災害に係るものに、災害対策推進費を配分することはできません。

問 12 測量設計費や用地費及補償費の要求は可能ですか。

(回答)

配分先の対象事業において、測量設計費や用地費及補償費の計上が可能であれば、本工事費とあわせて要求できます。

問 13 応急復旧・仮復旧の要求は可能ですか。

(回答)

災害対策や公共交通安全対策を実施するうえで必要な応急復旧・仮復旧(例えば、仮橋や仮設道路等)は、要求可能です。

ただし、応急復旧・仮復旧のみの事業では、再度災害防止等が必ずしも図れると は限らないことから、要求できません。

問 14 事前着手(施越工事)の要求は可能ですか。

(回答)

事前着手(施越工事)した工事は災害対策推進費の対象となりませんので、<u>要求</u>できません。

3. 再度災害防止対策(災害対策)について

問 15 災害対策の対象となる災害とその規模はどの程度ですか。

(回答)

災害対策推進費の対象となる災害は、取扱要領の「3.対象となる災害」に規定されているとおりです。(本手引き P8、10 参照)

なお、規定されている「その他の異常な自然現象」とは、落雷、突風(竜巻)、旋風、土地降起、土地の沈降等です。

また、具体的に列挙されていない「その他の異常な自然現象」について、災害復旧 事業の「異常な天然現象による災害の採択範囲」において異常な天然現象を判断す る基準がある場合は、それと同じ考え方を適用します。

対象となる災害の規模は、被害の程度が<u>比較的軽微と認められないこと</u>を示す必要があります。この場合、緊急の対策が必要であること、再度災害等が発生した場合に人的被害や通行規制など社会的に多大な影響を与えることなどを、整理する必要があります。

問 16 災害対策では、公共土木施設が被害を受けていない場合の申請は可能 ですか。

(回答)

災害対策推進費は、自然災害により被災(浸水、落石、越波等)した地域において、対象施設自体に被害はなくても対策を行うことが可能です。

例えば、河川堤防からの越水により家屋浸水等の被害が発生した地域では、公 共土木施設(堤防や護岸等)に損壊等の被害がない場合でも、同規模の自然現象 による再度災害を防止するために、災害対策推進費により、河道掘削や堤防嵩上げ 等の対策を行うことが可能です。

問 17 災害対策では、原形復旧を行うことは可能ですか。

(回答)

原形復旧を行うことが可能な場合があります。

原形復旧と防災機能の強化・向上が一体的(分離不可)である場合などが考えられます。

問 18 災害対策と災害復旧事業との違いは何ですか。

(回答)

災害対策推進費の災害対策と災害復旧事業には主に以下の違いがあります。

(1) 趣旨

【災害対策推進費の災害対策】

再度災害防止を図り、住民等の安全・安心を確保。

(公共土木施設の防災機能の強化・向上。)

【災害復旧事業】

災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保。

(被災前の機能を回復するための原形復旧が原則。)

(2) 制度

【災害対策推進費の災害対策】

災害対策推進費が事業所管部局の所管する対象事業に配分され、その対象事業により対策を実施。施行期間は原則、災害発生年度内。

【災害復旧事業】

災害復旧事業により対策を実施。施行期間は災害発生年を含め3か年度以内。 (※直轄河川等は2か年度以内)

(3) 要件

【災害対策推進費の災害対策】

- ① 異常な自然現象により生じた災害。
- ② 公共土木施設に被害が無い場合でも、災害を受けた地域を広く対象。
- ③ 限度額なし(ただし、維持管理の範疇は除く)。

【災害復旧事業】

- ① 異常な天然現象により生じた災害。
- ② 公共土木施設に被害がある場合が対象。
- ③ 限度額あり(都道府県・指定市 120 万円以上、市町村 60 万円以上、直轄河 川等は 500 万円以上)。

なお、災害復旧事業に災害対策推進費を配分することはできません。

問 19 災害対策と改良復旧事業との違いは何ですか。

(回答)

改良復旧事業は、災害復旧事業のみでは十分な効果を期待できない場合、原形 復旧に加え防災機能の強化・向上を図ることが可能な事業です。

改良復旧事業の採択に当たっては、災害復旧事業との同時申請が必要であることのほか、工事費の下限や総工事費(災害復旧+改良復旧)のうち改良復旧分の割合(5割以下)などについて一定の基準があります。

これに対し<u>災害対策推進費の災害対策は、必ずしも災害復旧事業の実施が必要</u>ではなく、工事費の下限などの要件はありません。

なお、改良復旧事業に災害対策推進費を配分することはできません。

【参考1】概念図

災害復旧事業

- ・原形復旧が基本
- ・公共土木施設の被害(都道府県・指定市 120 万円以上、 市町村 60 万円以上、直轄河川等は 500 万円以上)等

災害関連事業(改良復旧事業)

- ・災害復旧事業と同時申請
- ・総工事費のうち災害関連工事費の割合が5割以下 等

災害対策推進費の災害対策

- ・原形復旧に加えて行う、公共土木施設の防災機能の強化、向上
- ・災害復旧事業の周辺における、被害がない 公共土木施設の対策
- (被災地で公共土木施設の一部は被災(災害 復旧事業で対応))
- ・災害復旧事業が周辺にない場合の、被害がない 公共土木施設の対策

(被災地で公共土木施設が一切被災していない)

・他地域の被災を契機とした、未被災地における災害防止対策

【参考2】

【多布乙】			
古光力	災害対策等緊急	※宇復 坦東業	災害関連事業
事業名	事業推進費 (災害対策)	災害復旧事業	(改良復旧事業)
根拠	災害対策等緊急事業推進	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業査
法令	費取扱要領	費国庫負担法(昭和 26 年 3	定方針 (昭和 32 年 7 月 15 日
法节	(平成 23 年 3 月 31 日国計	月 31 日法律第 97 号)	建河発第 351 号) の第 19 条[災
•	調第 40 号)	7, or a large of 3,	害関連事業]
規定	Way12 10 10 1		
		その他(参考):	その他(参考):
		農林水産業施設災害復旧事業費国	公共土木施設災害復旧事業査定方針
		庫補助の暫定措置に関する法律(昭	(昭和 32 年 7 月 15 日建河発第 351
		和 25 年 5 月 10 日法律第 169 号)等	号)の第18条〔災害復旧助成事業〕、
		がある。	河川等災害関連特別対策事業実施要領(昭和59年4月12日建設省河防発
			第 50 号) 〔河川等災害関連特別対策
			事業〕、特定小川災害関連環境再生事
			業実施要領(平成2年6月7日建設省
			河防発第71号) 〔特定小川災害関連
			環境再生事業〕等がある。
目的	●施設の防災機能を強化・	●被災箇所を早期に、被災前	●災害復旧事業による原形復
•	向上し、再度の被災を防止	の原形に復旧すること	旧のみでは再度被災するおそ
内容	すること	(原則、機能の付与・強化は	れがある場合に、被災箇所あ
	●他地域の被災を契機と	できない)	るいは未災箇所を含む一連の
	して緊急に実施する災害		施設について、施設機能の強
	対策に係る工事		化等を図ること(原形復旧工
			事と密接に関連する改良工
		11.50) bb = 33 }	事)
対象	施設に被害がある、又は施	施設に被害がある場合	一連の効果を発揮するため、
	設に被害がないが、浸水、		局部的に又は一定計画のもと
	落石、越波等の災害を受け		に災害復旧事業費に改良費を
	た地域に被害がある場合		加えて実施するもの
採択	【下限值】	【下限值】	【下限值】
要件	・なし	・都道府県、指定市:120万	・都道府県、指定市:2,400万
	【災害要件】	円以上	円以上
	次の要件のいずれかを満	・市町村:60万円以上	• 市町村: 1,800 万円以上
	たすもの	・直轄河川等は500万円以上	・直轄河川は 5,000 万円以上
	●降雨 00 PU (04 時間)	【災害要件】	【災害要件】 ● ※客集児事業 上見味中誌 ※
	・80mm 以上(24 時間)	異常な天然現象により生じ	●災害復旧事業と同時申請が ※悪
	・20mm 以上(1時間)	た災害 (原則)	必要のことのなり
	●強風	●河川災害(原則) 数式水位以上の水位	●総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則5割
	・最大風速 15m/秒以上 ●豪雪、高潮、地震、津波、	・警戒水位以上の水位・河岸高の5割程度以上の	以下
	●家当、尚朝、地展、伴仮、噴火、地すべり、山崩れ、	水位 (警戒水位の定めのない	め下 ●災害復旧事業として採択し
	崖崩れ、その他の異常な自	場合)	● 次音復旧事業として保がし た箇所を含む一連区間
		・比較的長期間にわたる融	へ
	害の場合、被害の程度が比	雪出水等	●
	較的軽微と認められない	ヨロバ寺 【河川以外の施設災害】	●災害関連事業費によって得
	災害	●降雨	●次音関連事業員によりで特 られる効果が大
	火 日	・80mm 以上 (24 時間)	
		· 20mm 以上 (1時間)	
		●強風	
		・最大風速 15m/秒以上 等	
期間	当該年度内 (明許繰越可)	3か年度以内(直轄河川等は	3か年度以内(直轄河川は採
州间		2か年度以内)	お一段以内(直轄内川は採
	河川改修事業(補助)	内地 2/3以上	内地 1/2
	の場合 1/2*	その他 4/5以上	1,40 1/2
補助率		· ·	TH /T (() 0.00/
地方債起	河川改修事業(補助)	現年災 100%	現年災 90%
債充当率	の場合 90%*	過年災 90%	過年災 90%
	1	ı	ı

※配分先の対象事業の規定に従う。